

2025年度(令和7年度)

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式の改正概要

2025年度以降の総合評価落札方式を以下のように改正します。

【建設工事】

1	<p><b>休み方改革への取組実績</b></p> <p><b>(1)2025(令和7)年度からの運用について</b></p> <p>【土木関係工事】</p> <p>▶ 2024(令和6)年度改正概要に記載のとおり、次の評価基準等で運用を開始する。</p> <p><b>改正後</b> 2025(令和7)年4月1日から運用開始</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休み方改革への取組実績</td> <td>以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)</td> <td>最大 2点</td> </tr> <tr> <td>完全週休2日工事※1、2</td> <td>取組証あり</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月単位の週休2日工事※1、2</td> <td>取組証2件あり</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>取組証1件あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3</td> <td>認定証あり</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td>上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 愛知県建設局又は都市・交通局発注工事における取組実績を対象とし、「週休2日工事取組証」に記載の引渡し年月日が、該当期間内(前年度の4月1日から当該年度の技術資料を提出する前日まで)のものを認める。</p> <p>※2 発注工事と同業種の工事での取組に限る。</p> <p>※3 技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認める。なお、認定区分は問わない。</p> <p><b>改正前</b> 2025(令和7)年3月31日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週休2日制工事の取組実績</td> <td>以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)</td> <td>最大 1点</td> </tr> <tr> <td>完全週休2日制工事</td> <td>取組証あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">週休2日制工事</td> <td>取組証2件あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>取組証1件あり</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td>上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	加算点	休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点	完全週休2日工事※1、2	取組証あり	2点	月単位の週休2日工事※1、2	取組証2件あり	2点	取組証1件あり	1点	愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3	認定証あり	0.5点	上記に該当しない	上記に該当しない	0点	評価項目	評価基準	加算点	週休2日制工事の取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 1点	完全週休2日制工事	取組証あり	1点	週休2日制工事	取組証2件あり	1点	取組証1件あり	0.5点	上記に該当しない	上記に該当しない	0点
評価項目	評価基準	加算点																																				
休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点																																				
完全週休2日工事※1、2	取組証あり	2点																																				
月単位の週休2日工事※1、2	取組証2件あり	2点																																				
	取組証1件あり	1点																																				
愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3	認定証あり	0.5点																																				
上記に該当しない	上記に該当しない	0点																																				
評価項目	評価基準	加算点																																				
週休2日制工事の取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 1点																																				
完全週休2日制工事	取組証あり	1点																																				
週休2日制工事	取組証2件あり	1点																																				
	取組証1件あり	0.5点																																				
上記に該当しない	上記に該当しない	0点																																				

### 【建築関係工事】

- 2024(令和6)年度改正概要に記載のとおり、「愛知県休み方改革マイスター企業認定」及び「週休2日制工事の取組実績」を評価項目へ加え、次の評価基準等で運用を開始する。

**新規** 2025(令和7)年4月1日から運用開始

評価項目	評価基準	加算点
休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点
週休2日制工事※1、2	取組証2件あり	2点
	取組証1件あり	1点
愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3	認定証あり	0.5点
上記に該当しない	上記に該当しない	0点

※1 愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事における取組実績を対象とし、「週休2日制工事取組証」に記載の引渡し年月日が、該当期間内(前年度の4月1日から当該年度の技術資料を提出する前日まで)のものを認める。

※2 発注工事と同業種の工事での取組に限る。

※3 技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認める。なお、認定区分は問わない。

### (2)2026(令和8)年度からの運用について

#### 【建築関係工事】

- 評価項目のうち、「週休2日制工事」を「月単位の週休2日制工事」に見直す。
- 2025(令和7)年度を周知期間とし、2026(令和8)年度から運用を開始する。
- 具体的な評価基準や加算点等は、令和7年度中に公表予定。

### (3)さらなる施策の促進に向けて

#### 【土木関係工事・建築関係工事】

- 週休2日等(完全週休2日、月単位の週休2日)の一層の取組促進に向け、今後の施策の浸透状況を踏まえ、求める取組件数の増加や完全週休2日の加算点の増加等評価基準や加算点等の見直しを続けていく。

## 2 技術提案資料の共通化(一括審査方式)の導入

### 【土木関係工事・建築関係工事】

- 技術提案の課題等が共通し、かつ発注が同時期に予定されている複数工事のうち、公告時に本取組の対象と明示された工事は、入札参加者からの技術提案資料の提出を1つのみとすることができる。
- 対象は、以下の条件を全て満たす工事の中から選定する。

<条件>

①	同一機関(本庁、同一建設事務所・港務所)による発注工事
②	工事の目的、内容及び工事の特徴が同一の工事
③	入札参加資格要件及び建設業法上の業種が同一の工事
④	技術提案の課題、評価基準、加算点、提案限度数、発注者が想定する標準案及び記載上の注意が同一であり、一括で審査することにより支障が生じない工事
⑤	入札公告、技術提案書提出期限、入札、開札及び落札決定が同一日の工事
⑥	地域型かつ簡易型を適用する工事

## 【委託業務】

### 1 「主任担当技術者」の配点の見直し

#### 【建築事業関係】

- 主任担当技術者に関する次の評価項目について、業務の種別(建築設計関係(取壊・改修、耐震)、電気設計関係等)毎に異なる配点に見直す(従前は業務の種別によらず一律)。

#### (1)主任担当技術者の資格

<建築設計関係(取壊・改修、耐震)の配点例>

分担業務分野	評価基準	【改正後】配点		【改正前】配点	
		業務の種別		業務の種別	
		取壊・改修	耐震	取壊・改修	耐震
建築 (意匠)	一級建築士	<u>8</u>	<u>5</u>	4	
	二級建築士	<u>3</u>	2	2	
構造	構造設計一級建築士	<u>3</u>	<u>6</u>	4	
	一級建築士	<u>2</u>	<u>4</u>	3	
	二級建築士	1	1	1	
積算	一級建築士、建築積算士	<u>3</u>	<u>3</u>	4	
	二級建築士	<u>1</u>	<u>1</u>	1.5	
電気	設備設計一級建築士	<u>3</u>	<u>3</u>	4	
	一級建築士、建築設備士	<u>2</u>	<u>2</u>	3	
	二級建築士	1	1	1	
機械	設備設計一級建築士	<u>3</u>	<u>3</u>	4	
	一級建築士、建築設備士	<u>2</u>	<u>2</u>	3	
	二級建築士	1	1	1	

**(2)主任担当技術者の CPD の取得実績**

&lt; 建築設計関係(取壊・改修、耐震)の配点例 &gt;

分担業務分野	評価基準	【改正後】配点		【改正前】配点	
		業務の種別		業務の種別	
		取壊・改修	耐震	取壊・改修	耐震
建築 (意匠)	48 時間以上	<u>3</u>	<u>2.5</u>	2	
	36 時間以上 48 時間未満	<u>2.5</u>	<u>2</u>	1.5	
	24 時間以上 36 時間未満	<u>2</u>	<u>1.5</u>	1	
構造	48 時間以上	<u>2.5</u>	<u>3</u>	2	
	36 時間以上 48 時間未満	<u>2</u>	<u>2.5</u>	1.5	
	24 時間以上 36 時間未満	<u>1.5</u>	<u>2</u>	1	
積算	48 時間以上	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>	2	
	36 時間以上 48 時間未満	<u>1</u>	<u>1</u>	1.5	
	24 時間以上 36 時間未満	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	1	
電気	48 時間以上	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>	2	
	36 時間以上 48 時間未満	<u>1</u>	<u>1</u>	1.5	
	24 時間以上 36 時間未満	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	1	
機械	48 時間以上	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>	2	
	36 時間以上 48 時間未満	<u>1</u>	<u>1</u>	1.5	
	24 時間以上 36 時間未満	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	1	

※詳細やその他の部分的な改正については、ガイドラインや各公告文で必ず確認してください。